

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月、被災者の両親が経営するA会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成〇年〇月〇日からは、会社の取締役として、労災保険法第34条の規定に基づく第一種特別加入者として労働局長から承認を受けている者である。

被災者は、平成〇年〇月〇日の朝、自宅ベッドでうつ伏せのまま動かないでいるところを発見され、B病院に救急搬送されたが、搬送先の同病院にて死亡が確認された。死体検案書によると、死亡したとき「平成〇年〇月〇日午前〇時頃（推定）」、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、被災者にかかる葬祭料については、被災者の父が監督署長に請求し、審査請求を経て再審査請求に及んでいる（平成28年労第67号）。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 被災者の死亡の原因について、平成〇年〇月〇日付けC医師作成の死体検案書及び平成〇年〇月〇日付けD医師作成の意見書によると「左肺動脈血栓塞栓症」（以下「本件疾病」という。）とされており、当審査会としても、これらの医師の意見は妥当なものと判断する。

(2) 請求人は、被災者は、業務を遂行するに当たり、長期間・長時間にわたり椅子に座った状態であったことが原因で、左足の膝の上辺りの大腿部の裏側に血栓が発生し、その一部が左肺動脈起始部に達し、本件疾病を発症して死亡したものである旨主張しているため、以下、検討する。

(3) 被災者は、平成〇年〇月〇日から死亡する前日である同年〇月〇日までの24日間、Eにおいて、計装機器の点検作業（以下「作業」という。）に従事していたことが認められる。

なお、被災者は、請求人の出産や私的な用事のため、同年〇月〇日から同年〇月〇日まで作業を休んでいたことが認められる。

(4) 被災者の作業時間について、Fは「被災者は、作業を行う日には午前〇時〇分に朝礼があり、その後作業現場に入り、昼食時には車の中で昼食を取って、

午後〇時には作業現場から真っ直ぐに家に帰っていました。」と述べており、出入管理の記録によると、被災者が作業現場にいた時間の平均は、1回につき2時間弱程度であり、最も長い時間は同年〇月〇日の4時間14分であることが認められる。また、被災者の作業姿勢について、Fは「被災者は、計器盤の前の施設内の通路部分で椅子に座り、計測機器の計測結果を記録用紙に記録する作業を行っていたが、姿勢が窮屈になるような場所ではなく、また実際に作業にかかれるまでに待つ時間も多く、2時間以上待つこともよくあった。」と述べている。

(5) D医師は、上記意見書において、要旨、「被災者の労働時間に関しては、過重であった事実は認められない。作業姿勢に関しても、窮屈な姿勢を固定して長時間強いられる状況ではなく、これが深部静脈血栓症、肺動脈血栓症の原因を形成したとは考えられない。被災者は、高脂血症を一貫して指摘されており、継続して治療した事実もなく、未治療の高脂血症が深部静脈血栓症、肺動脈血栓症の大きな原因の一つになったと考える。以上から、本件においては業務に起因した肺動脈血栓症とは考えられない。」旨述べている。

(6) また、G医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、要旨、「本例の場合、被災者の作業姿勢は座位ではあるが、作業時間は最長でも4時間14分であり、深部静脈血栓症の発症原因のうちの弱い因子の一つである『座位での安静』とされる5時間以上、報告によっては8時間以上の長時間体を動かさない状況等に比して長時間ではなく、作業環境をみても、航空機、自動車のように体動が強く制限されたり、長時間給水不能な状態で脱水を惹起する状態でもなかったと窺われ、また、血栓の確認された位置は、骨盤内の腸骨静脈内であり、パイプ椅子による圧迫とも関係が無い。一方、被災者は、喫煙、高中性脂肪血症があり、いずれも血栓の形成に関連する報告があるので、これによる深部静脈血栓症発症の可能性が高いと考える。」旨述べている。

(7) 上記(4)の被災者の作業時間及び作業姿勢並びに上記(5)及び(6)の医学的所見を総合してみると、決定書理由に説示のとおり、本件疾病は、被災者に内在していた基礎疾患が自然経過の中で増悪し発症するに至ったものと判断することが相当であり、業務と本件疾病との間に相当因果関係は認められず、当審査会としても、本件疾病による被災者の死亡を業務上の事由によるものと

認めることはできない。

- (8) 請求代理人は、被災者が死亡した翌日に、Hから、「被災者の左足の膝の裏側付近の静脈に血の塊が出来ていて、何かの拍子にそのかけらが動き出し心臓を經由して左動脈に達し完全閉塞状態となり血流が停止したことが死亡の原因である。」と説明を受けたとすることを根拠として、被災者の死亡は業務によるものであると主張しているが、Hは審査官に対して「左膝裏という点については、私がそう言ったのか正直なところ覚えていない。いずれにしろ、解剖報告書にそのような記載がないのであれば、他に根拠となるようなものはないので、推測の域の話というしかない。」と述べている。当審査会としては、C医師が作成した解剖報告書に、「左肺動脈起始部が血栓で完全閉塞、左総腸骨静脈に血栓が存在」と記載されていることから、決定書理由に説示のとおり、請求代理人の主張に根拠は認められないと判断するところであり、これを採用することはできない。

なお、当審査会において、請求人及び請求代理人のそのほかの主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。